

募 集 要 領

令和9年度キッチンカー出店

陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊

募集要領

1 概 要

千葉県船橋市薬円台 3－20－1 に所在する陸上自衛隊習志野駐屯地において、隊員等の利便性を確保するため、令和 9 年度キッチンカー出店業者等を次に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

本事業の応募業者等は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）又は同等の資格を有する者
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び第 7 号から第 10 号に定める者の依頼を受けて公募参加しようとする者ではないこと。
- (12) 丙の本事業における売店営業に係る従業員は、日本国籍を有する者であること。
- (13) 経営に関する協定等を遵守できること。
- (14) 本募集要領の全記載事項を遵守できること。

3 設置する施設の所在地及び名称

- (1) 所在地

千葉県船橋市薬円台 3－20－1

(2) 名 称

陸上自衛隊習志野駐屯地

4 設置条項

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 店 舗

厚生センター駐車場（12.5平方メートル／1店舗）

(3) 使用許可期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日

（ただし、土・日、祝日、夏季休暇期間及び年末年始休暇期間を除く。）

(4) 業務仕様

別紙第1「仕様書」

5 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、応募手続のため書類を提出するものとする。

なお、提出された書類は、返却しない。

ア 提出書類

別紙第2「提出書類」

イ 提出期限

令和8年11月6日（金）午後4時必着

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、無効又は失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為、一例として他の応募者の批判、習志野駐屯地所属隊員等に対する投票の働きかけ、応募者以外の者の関与（関与の依頼等を含む。）、公募内容等を利用した宣伝等があったと認められる場合

オ その他、法令等に抵触する行為等があったと認められる場合

(3) 提出書類変更の禁止

提出書類の変更（修正、差替、削除、追加等）を禁止する。

6 選考の方法

(1) 提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者等を

決定する。ただし、決定した業者等に辞退及び失格等があったときは、次点の者を候補者とする場合がある。

- (2) 書類審査の結果、関係書類の不備又は応募資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とし、じ後、通知する。
- (3) 企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途、指定する日時に公開抽選を行い決定する。

7 選考結果等

- (1) 結果通知予定日等

令和8年12月4日（金）予定とするも、前後する場合がある。

- (2) 前項第3号に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選の当日とする。

- (3) 結果通知要領等

応募した業者等に対し、採用・不採用について電子メール等により通知する。

なお、結果を通知するまで、通知日及び採用・不採用等に係る問い合わせには応じない。

8 営業日の日程調整

- (1) 期 間

令和8年12月7日（月）以降（予定）

- (2) 要 領

電子メール又は電話にて調整する。

9 提出書類（個人情報を含む。）の取扱い

- (1) 本募集に係る提出書類等の一切は、業者等選定に係る審査、国有財産使用許可申請手続、警察への照会、習志野駐屯地への入・出門手続、船橋保健所への露店開設届、船橋市消防局への行事開催届、業者等との連絡調整に使用する。この際、提出書類等に記載された個人情報は、これらの手続等にのみ使用するものとし、業務に関係のない第三者には提供しない。
- (2) 提出書類は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）等の関係法規等に基づき厳正に管理するとともに所定の期間保存し、保存期間満了後、防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）等に基づき廃棄する。

10 その他

この募集要項に定めない事項については、陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊厚生科の指示によるものとする。

11 書類提出・問合せ先

住所等	〒274-8577 千葉県船橋市薬円台3丁目20番1号 陸上自衛隊 習志野駐屯地業務隊 厚生科（担当 島村）
電話番号	047-466-2141（内線327）
電子メールアドレス	narasinogsvc-ea@inet.gsdf.mod.go.jp
受付時間	午前9時～午後4時30分（土・日、祝日を除く。）

仕 様 書

1 業務件名

令和9年度陸上自衛隊習志野駐屯地におけるキッチンカー出店

2 業務内容

食品の販売

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前号により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。
この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

本事業に応募することができる業者等は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有する者
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び第7号から第10号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 経営に関する協定等を遵守できること。
- (13) 本募集要領の全記載事項を遵守できること。

6 業務期間等

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間で、甲と丙が協議して決定した日とする。

営業時間の基準は午前11時から午後14時とし、午後15時までに駐屯地を出門すること。

7 費用負担等

(1) 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

(2) 国有財産使用料等

丙は、乙に売店等の設置に係る面積等に応じた国有財産使用料を納付すること。

ア 国有財産使用料（厚生センターの他店舗の使用料を参考に換算して記載したものであり、本募集に係る国有財産使用料ではない。）

1日180円（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）／12.5平方メートル

イ 光熱水料

電気、ガス、水の使用は認めないので徴収しない。（トイレ使用は可）

8 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して甲及び乙の名義を使用してはならない。

9 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において売店等を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀、衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

10 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

11 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報保全（書面等をもって甲等が丙に提供した情報及び施設内並びにそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）、個人情報の保護を遵守し、これに本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に秘密保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- (3) 丙は、本契約を解除又は中断した場合、本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報（丙が作成した複製物を含む。））を甲に返還し、又は甲の指示に従って当該媒体の廃棄、記録の消去等の措置を講じなければならない。

12 損害賠償

- (1) 丙は、債務不履行の場合、その他業務に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。
- (2) 丙は、自らの責任において施設を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、丙の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、国に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。

13 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除するときは、3か月前までに当該解除の理由及び予定期日等を明示した文書により甲に通知し、甲の指示に従い解除することができる。

14 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の許可なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (3) 売店等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲等の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について万全を期すものとする。特に、食中毒等の発生時における一切の責任は、丙が負うものとする。
- (9) 丙は、売上金額を開催日の都度、甲等に通知すること。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他甲等の指示する書類を甲等に提出しなければならない。
- (11) 丙は、業務に使用する物品が「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示す環境特定調達品目である場合、その判断の基準等を満たすものであること。
- (12) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

15 その他の営業条件

- (1) 良質で低廉な商品及びサービスの提供に努めること。
- (2) 国の監督に服し、勧告を受け指示に従うこと。
- (3) 営業に伴い発生したゴミは、全て持ち帰ること。
- (4) 行事、緊急時等は国が使用する。
- (5) 販売終了後は原状復帰及び清掃を確実に行うこと。

提出書類

	提出書類	様式等	提出 部数	備 考
1	申請書	付紙第1	1	
2	企画提案書	付紙第2	8	内7部は写し可
3	企画提案書付属書類	企画提案書の各項目（内容）に関する具体的資料等	8	販売商品カタログ等、 内7部は写し可
4	販売価格表	付紙第3	8	内7部は写し可
5	営業希望日	付紙第4	1	
6	業務確約書	付紙第5	1	
7	資格審査結果通知書 （全省庁統一資格）		1	○ 保有する者のみ ○ 写し
8	登記簿謄本又は戸籍抄本	発行後3か月以内のもの、法人である業者は登記簿謄本	1	資格審査結果通知書 （全省庁統一資格）を 保有しない者のみ 写し可
9	営業経歴書	商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員、従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの	1	
10	財務諸表	○ 直近のもの ○ 法人の場合は直近の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等 ○ 個人の場合は所得税青色申告決算書、確定申告書	1	
11	納税証明書	法人税又は所得税に関するもの（その3の2又はその3の3）	1	
12	会社概要	随意	1	パンフレット等の写し可
13	印鑑証明書	発行後3か月以内のもの	1	写し可
14	食品営業許可書	食品営業許可が必要な営業を行う場合、該当するもの全て	各1	○ 食品営業を行っている業者等のみ ○ 販売価格表に記載する販売品目数と合致した数の許可証が必要 ○ 写し
15	誓約書	付紙第6	1	
16	役員名簿	付紙第7	1	

注 1 日本工業規格A列4番使用、ホッチキス止め及び装丁不要
2 修正は、二重線及び印鑑登録した印章により訂正印を押印し、付近の余白に新規内容を記載（修正テープ等の使用禁止）

申 請 書

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
北 関 東 防 衛 局 長 殿
(習志野駐屯地業務隊長経由)

申請者	住所又は所在地	
	商号又は名称	
	代表者の氏名	印

国有財産（建物）使用許可について（新規）（申請）

標記について、別紙のとおり行政財産を使用したいので、関係資料を添付して申請します。

注：商号、代表者氏名にフリガナを、印鑑は登録印を使用
個人情報、審査、各種手続、届出、連絡調整に使用

企画提案書

会社名：

1	販売価格表（付紙第 3）
2	営業希望日（付紙第 4）
3	従業員管理（身元管理、健康管理等）（200 字以内）
4	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200 字以内）
5	衛生管理方法（200 字以内）

6 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法 (200字以内)
7 陸上自衛隊習志野駐屯地における営業方針 (200字以内)
8 会社概要 (1) 本社所在地 (2) 設立年月日 (3) 資本金 (4) 従業員数 (5) 店舗数 (6) 売上高
9 その他のアピールポイント (200字以内)

注：個人情報、審査、各種手続、届出、連絡調整に使用

販売価格表

[illegible]

営業希望日

月	希 望 日	日 数
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10月		
11月		
12月		
1 月		
2 月		
3 月		
日数合計		

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
習志野駐屯地業務隊長 殿

陸上自衛隊習志野駐屯地における展示即売会売店の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別	法人・個人
担当者氏名	
電 話	
F A X	

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、印鑑は登録印を使用
個人情報、審査、各種手続、届出、連絡調整に使用

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2項に掲げる使用を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3項の措置を行うことを誓約します。

当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局への情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

さらに、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- なお、役員等に変更があった場合は、変更後、速やかに役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき、公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロその他暴力団関係者から不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

陸上自衛隊
習志野駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日
住所又は所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

役 員 名 簿

令和 年 月 日

商号又は名称				
所 在 地				
役 員 名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所

注：個人情報、審査、各種手続、届出、連絡調整に使用